

女性の健康の包括的支援における研究事業について

(令和2年度要求額 273,884千円)

- 女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策
- 女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策
- 女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図ること 等

平成27年度に新設の研究事業

女性の健康の包括的支援政策研究事業

女性の健康の包括的支援に関する制度設計、政策の立案・実行等に資する研究

連携

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

女性の健康に関する問題をサポートするための技術の開発、実用化に関する研究

今後の方向性

女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について取り組む。

ヘルスケアサービス社会実装事業

令和2年度概算要求額 8.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 「健康・医療戦略」の検討の方向性（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）では、
 - ①公的保険外ヘルスケアサービスの需要喚起（健康投資の裾野拡大等）、供給環境整備（サービスの品質評価の環境整備等）のための取組を拡充
 - ②ベンチャー等によるイノベーション創出の支援強化等を進める方向で検討することとされています。
- これも踏まえ、ヘルスケアサービスを推進する取組を需要側・供給側の両面から一体的に進めることで、ヘルスケアサービスを社会に実装していきます。
- 具体的には、需要側の取組として、企業・個人による健康経営・健康投資を促すため、表彰を通じた優良事例の展開、健康経営と企業業績の関係性の調査・分析などに取り組みます。
- また、供給側の取組として、地域における持続可能なビジネスモデルを構築し、またサービスを利用者に届ける「仲介者」やサービスが利用者に適切に選択される流通構造を構築するため、民間事業者、医療・介護関係機関、保険者等が連携しつつ新たなヘルスケアサービスの事業性や効果等の実証を行います。

成果目標

- 令和2年度から令和4年度までの3年間の事業であり、次期健康・医療戦略で設定されるKPIの達成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）ヘルスケアサービス社会実装のための取組①（需要側）



（2）ヘルスケアサービス社会実装のための取組②（供給側）



Healthcare Innovation Hub、ヘルスケアビジネスコンテスト、地域版ヘルスケア産業協議会、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）等

趣旨・目的

- 「第2期スポーツ基本計画」では、2021年度末までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げている。
- 昨年9月に策定した「スポーツ実施率向上のための行動計画」において、2020年東京オリパラ大会の機運を活かし、関連団体と連携しながらスポーツの楽しさを発信することとしている。
- これらを踏まえ、これまでスポーツ庁が個別に行ってきた事業を一元的に集約し、より効果的・効率的な事業実施を行う。また、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等が独自に進めるスポーツを推進する取組を本プロジェクトで一体化し、連携・協働しながら2020年東京オリパラ大会のレガシーとして、多様な形でスポーツの機会を提供することにより、新たに目標達成に必要な1000万人のスポーツ実施者を増加させる。

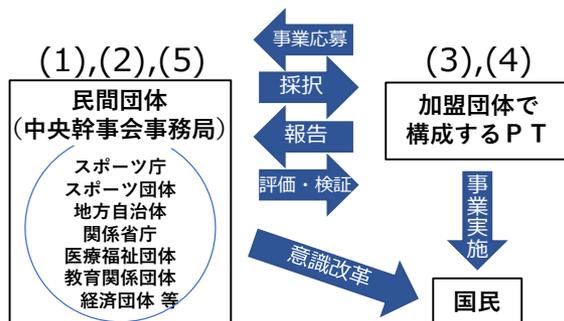
事業概要

- スポーツ実施者を新たに1000万人増加させることを目的として、関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等の国民のスポーツ振興に積極的に取り組む関係団体で構成するコンソーシアムを設置する。
- コンソーシアムに「中央幹事会」を設置し、プロジェクトを統括するほか、事業スキームの構築・評価・効果検証等を行う。
- 各種事業の実施に当たっては成果運動型民間委託（PFS）の仕組みを導入し、事業が戦略的に実施されるようにする。
- コンソーシアム加盟団体の自主的な連携による活動を促進させる仕掛けを施し、スポーツ実施者の増加に向けた推進力、相乗効果を創出する。

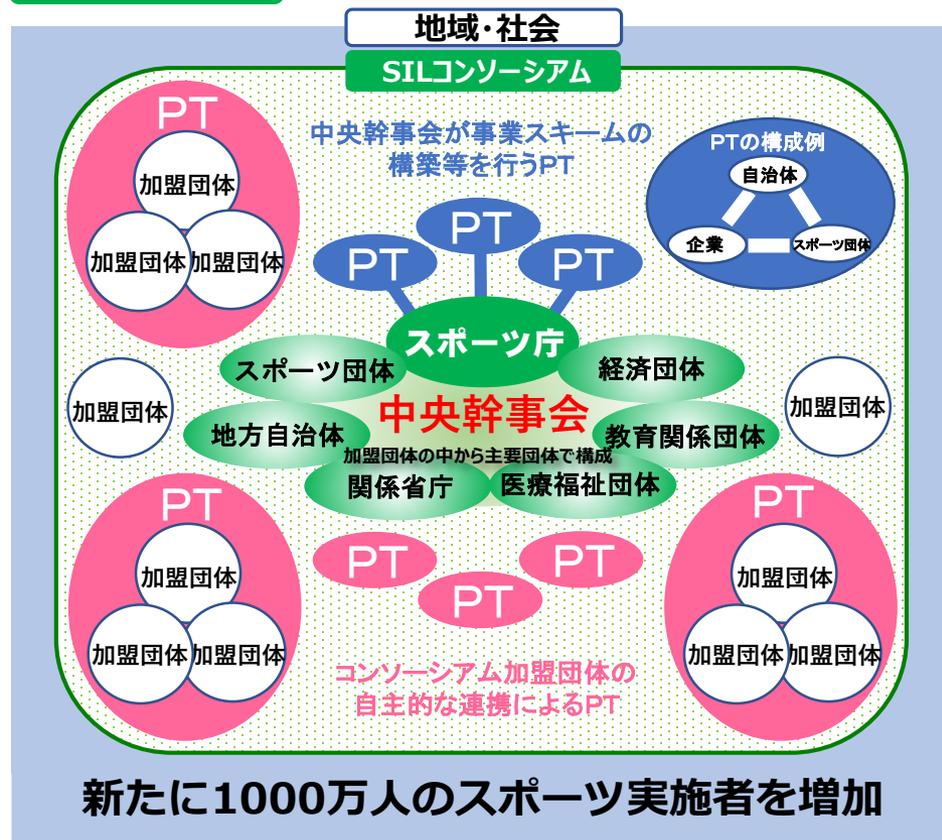
(具体的な事業) ※は成果運動型の対象

- (1) 事業スキームの構築・評価・効果検証
- (2) 加盟団体の連携促進とスポーツの捉え方に関する意識改革の取組
- (3) 複数の加盟団体で構成するプロジェクトチーム（PT）による課題（スポーツ実施の阻害要因）解決のための実証実験※
- (4) PTによるターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策※
- (5) 安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり

事業実施イメージ



体制イメージ



新たに1000万人のスポーツ実施者を増加

2020年東京大会のレガシーの創出
(スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。



【参考】競技力向上事業

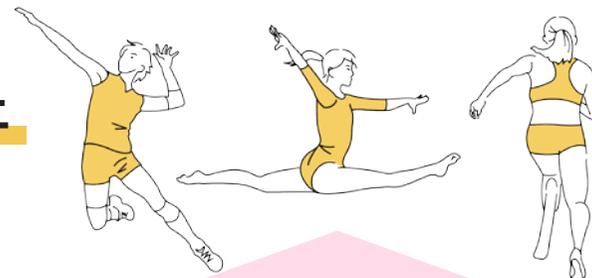
(令和2年度概算要求額: 11,000,000千円の内数)

女性アスリートの強化支援 女性スタッフの配置の支援

次世代ターゲットスポーツの育成支援事業において、女性競技種目の戦略的な育成・強化活動を支援する。

競技団体において、女性トップアスリートを身近な立場で支える女性スタッフの配置を支援する。

女性アスリートの国際競技力向上



女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究

ハイパフォーマンススポーツにおける女性アスリートが直面する身体的・心理的・社会的な課題解決に向けた、女性アスリートの競技力向上に資する調査研究を実施し、その成果を女性アスリートや指導者等の強化現場に還元する。

女性アスリート支援プログラム

- 女性特有の疾患・障害等における医・科学サポート
- 成長期における医・科学サポート (ジュニアアスリートや保護者・指導者向け講習会等含む)
- 妊娠期、産前産後期におけるトレーニングサポート
- 女性特有の課題と知見について研究者・アスリート・指導者等で共有するカンファレンス
- 女性アスリートの相談窓口 など

女性エリートコーチ育成プログラム

- 中央競技団体と連携したトップレベル強化現場におけるコーチング機会の創出
- メンター等による相談体制の構築
- スポーツ医・科学やコーチング等の教育・研修プログラムの策定・実施 など

事業概要

スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。

→ スポーツのあらゆるレベル、あらゆる職務、役割における女性の参画を促進

参加促進会議の開催

女性のスポーツ参加促進

主に若年期女性のスポーツ参加を促進するとともに、生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境を整備する。

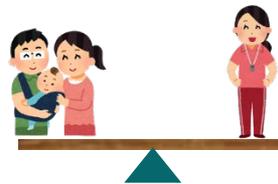
「女性スポーツ促進キャンペーン」の実施



女性スポーツ指導者の活動促進

女性スポーツ指導者の活躍が期待される、女性に対するコーチングや運動促進のための指導プログラムを作成し、研修を実施する。

指導プログラム開発・実施



スポーツ団体における女性役員の育成

女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。

研修の実施・ネットワーク構築支援

人材バンクの構築



スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

スポーツを通じた共生社会の実現

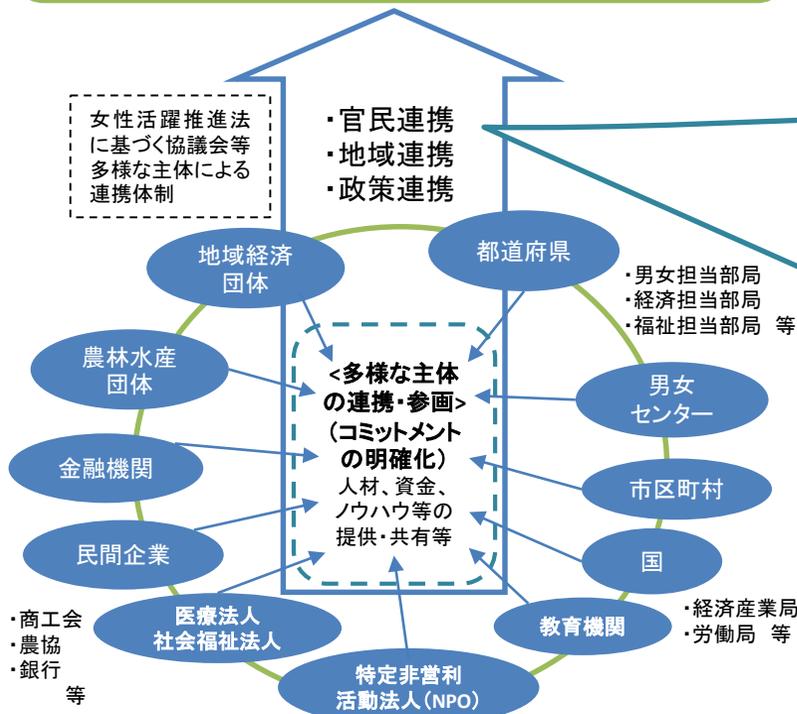
<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(M字カーブの解消、中小企業における女性の継続就業、女性の登用拡大、管理職の意識改革、働き方改革、就業に困難・課題を抱える女性に対する支援 等)

【交付対象】
地方公共団体

【補助率】
2分の1(女性活躍型)
10分の8(就労支援型)

【交付上限】 各区分ごと
都道府県 800万円(注)
政令指定都市 500万円
市区町村 250万円
注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。



○ 女性活躍型

女性管理職育成の取組など地域の実情に応じた女性活躍につながる取組を支援。

- 企業の女性活躍推進の取組の促進、男性リーダー 等
- 活躍したい女性の活躍のステージ、時間軸に応じた総合的な支援
- 地域のニーズを踏まえた女性が継続就業しやすい環境づくり 等

○ 就労支援型 ※令和2年度より拡充して実施すべく概算要求中

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、就労又は就労の前段階となる社会的自立につなげる取組を支援。

- 引きこもり女性への相談事業、社会的自立支援プログラム 等
- 不本意ながら非正規雇用となっている女性の正規雇用化に向けた研修 等



いわて女性の活躍支援強化事業【岩手県】（平成30年度当初予算）

地域の実情と課題

- ◆ 岩手県は、従業員300人以下の企業が全体の大多数を占めていることから、県全体において女性活躍の取組を進めるためには、中小企業において女性活躍推進法に基づく行動計画を策定することが必要である。
- ◆ 様々な分野の女性の活躍を一層推進するために、個別の分野ごとの取組や、企業・団体トップによる率先した取組が重要である。

事業の特徴

- ◆ **いわて女性の活躍促進連携会議に5部会（防災・子育て支援・女性の就業促進・農山漁村・建設業）の活動を通じて分野ごとの女性活躍を支援**
- ◆ 女性、「経営者」を対象としたセミナーを実施し意識啓発を図るとともに、活躍する女性の業種を越えたネットワークづくりや情報発信を目的とした女性交流会を実施
- ◆ 「いわて女性活躍推進員」による「いわて女性活躍企業等認定度」やイクボスの普及により県内の企業・団体の女性活躍を促進

事業の効果

- ◆ 「いわて女性活躍推進員」による企業経営者等への「いわて女性活躍企業等認定制度」やイクボス、働き方改革、子育て支援制度の活用についての働きかけなど、企業・団体の女性が働きやすい環境づくりを支援した結果、いわて女性活躍認定企業やイクボス宣言企業が大幅に増加するなど、県内企業・団体における女性活躍に対する機運が着実に高まってきている。
- ◆ 「岩手で輝く女性交流会」において、業種を越えた女性のネットワークの構築や活躍する女性の情報発信が強化された。

目的・目標

- ◆ **女性活躍のための経営者研修出席者数
目標 50名 ⇒ 実績 63名**
- ◆ **ロールモデル提供事業参加者数
目標 45名 ⇒ 実績 116名**

経営者の
意識改革

女性管理職
の育成

連携団体

- ◆ **いわて女性の活躍促進連携会議構成団体（20団体）**
岩手県商工会議所連合会、岩手県中小企業団体中央会
岩手県商工会連合会、一般社団法人岩手経済同友会
一般社団法人岩手県経営者協会、岩手県中小企業家同友会
一般社団法人岩手県銀行協会、岩手県信用金庫協会
岩手県農業協同組合中央会、岩手県漁業協同組合連合会
一般社団法人岩手県農業会議、岩手県森林組合連合会
一般社団法人岩手県建設産業団体連合会、岩手県消防長会
認定NPO法人いわて子育てネット
特定非営利活動法人参画プランニング・いわて
岩手労働局、岩手県男女共同参画センター
ジョブカフェいわて
岩手県

今後の課題

- 女性がそれぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じて活用できるように次の取組が必要
- 1 女性が働きやすい職場環境づくり
 - 2 女性のキャリア形成や業種を越えたネットワークの構築
 - 3 女性の発想や視点を生かした起業の支援

いわて女性の活躍促進連携会議

連携会議を開催し、構成団体の連携した事業実施や情報共有を行うことによって、「女性が活躍できるいわて」の実現を目指す。

◆連携会議の開催

第1回

日時：平成30年10月11日（月）10:00～12:00

場所：大通会館リリオ 3階 イベントホール

内容：(1) 協議「女性活躍支援の取組について」

- ア 平成30年度の取組について
 - イ 岩手で輝く女性交流会の開催について
 - ウ 5部会の取組について
 - エ 女性活躍推進に関するアンケート調査の実施について
- (2) 報告「女性活躍関連制度の普及について」
- (3) 意見交換
- ア 構成団体等における女性の活躍支援の取組について
 - イ 次期総合計画について

第2回

日時：平成31年3月20日（水）13:30～15:30

場所：エスポワールいわて 2階 大ホール

内容：(1) 報告

- ア 女性活躍支援の取組について
 - (ア) 平成30年度の取組実績について
 - (イ) 5部会の取組実績について
 - イ 国・県の女性活躍関連制度について
 - (ア) えるぼし認定・くるみん認定制度について
 - (イ) いわて女性活躍企業等認定制度・イクボスの普及について
 - (ウ) いわて子育てにやさしい企業等認証制度について
 - (エ) いわて働き方改革推進運動について
- (2) 協議
- ア いわて女性の活躍促進連携会議設置要領の一部改正（案）について
 - イ 平成31年度事業計画（案）について
- (3) 意見交換
- 構成団体等における女性活躍支援の取組について



女性活躍関連セミナー 女性活躍のための経営者研修

女性の活躍を推進するためには、経営者や管理職がワーク・ライフ・バランスや女性登用について理解し、事業所のトップが率先して取り組むことが重要となることから、経営者や管理職の理解を深めることを目的とした研修を実施する。

～女性活躍推進のための～ 経営者・管理者セミナー

日時：平成30年11月7日（水） 14：00～16：00

場所：岩手県公会堂26号室

参加者：63名

基調講演

「心を動かす」共創マネジメントデザイン

～多様性を力に。男女共創企業へ～

講師：HAPPY WOMAN株式会社 代表取締役 小川 孔一氏

事例発表

いわて女性活躍認定企業（ステップ2）

株式会社北日本銀行人事部 部長代理 加賀見 憲二氏

きらっ at Work

プロジェクトメンバー 畠山 いずみ氏 平澤 絹子氏

【内容】

- ・女性行員によるプロジェクトチームが、女性活躍推進をテーマに、女性の視点から現状分析や企画・提言を実施
- ・繁忙期における特定日（就業時間延長）の廃止、子育て支援制度を紹介するガイドブックの配布による管理職の意識啓発、育休中の行員を対象としたeラーニングの実施などにより、結婚、出産を理由とした離職率が低下し、女性管理職比率が増加

【受講者の感想】

- ・女性の活躍について、男性行員を含めて取り組んでいることが素晴らしい。
- ・実際に成果が見られる事例であり参考になった。



セミナーの様子

女性活躍関連セミナー

働く女性のためのキャリアアップセミナー(ロールモデル提供事業)

将来において目指したいと思うモデルとなる女性を学生や若手社員等に示し、今後のキャリア形成に生かすとともに、女性自身がキャリアアップするために必要なスキルを学ぶことにより、女性が活躍できる社会の形成に寄与することを目的に実施

◆盛岡会場: 県内事業所の若手女性社員等向け 参加者36名

日時: 平成30年10月23日(火)14:50~16:50

場所: 岩手教育会館 カンファレンスルーム201・202

スピーカー: ① カシオペア市民情報ネットワーク

放送局長 大久保 瞳 氏

② 有限会社 めぐまるの家

小規模多機能型居宅介護施設他 管理者 阿部 香織 氏

③ 株式会社 東北銀行

資産運用コンサルティング部 副調査役 市丸 美沙 氏

◆二戸会場: 県内事業所の若手女性社員等向け 参加者32名

日時: 平成30年11月16日(金)14:50~16:50

場所: 二戸パークホテル

スピーカー: ① 宮城建設 株式会社

企画経理部 企画人事課 課長補佐 久保田 文子 氏

② 株式会社 ファーマ・ラボ

クイーン薬局 店長 畠山 雪恵 氏

③ 株式会社 北日本銀行

湊支店 支店長代理 曾我 亜希子 氏

◆盛岡会場: 県内事業所の若手女性社員等向け 参加者48名

日時: 平成31年3月12日(火)14:00~16:00

場所: 岩手県公会堂 2階 21号室

スピーカー: ① 株式会社薬王堂

営業本部 店舗運営部 BM課 マネージャー 高橋 憲江氏

② 丸乃タイル株式会社

営業部 部長 村井 江代子 氏

意見交換会の様子



地域における女性活躍推進事業【鳥取県】（平成28年度補正予算） 託児機能付きサテライトオフィス推進事業【鳥取県】（平成29年度当初予算）

多様な働き方の 導入促進

地域の実情と課題

- (1) 管理的地位に占める女性割合が低い
- (2) 30代女性の労働力率が20代、40代女性と比較して低い

→経営者の意識改革、女性の育成等の取組支援
→妊娠、出産・子育て期の女性の就業継続支援
が必要

目的・目標

2020年までに**管理的地位**の女性割合**25%**
以上
(従業員数100名以上の企業は**30%**以上)
管理的地位 … 部下を管理監督する立場にある職
(肩書問わない)

事業の特徴

県内の女性活躍を推進するために立ち上げた
官民連携組織

「**女星（じょせい）活躍とっとり会議**」
を推進母体とし、以下の事業を実施。

- ①女性活躍の機運醸成・企業の取組支援
- ②多様な働き方の導入促進

連携団体

「女星（じょせい）活躍とっとり会議」

○メンバー

鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、
鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県経営者協会、
日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取県労働局、
鳥取県、市町村、鳥取大学、鳥取環境大学、
鳥取短期大学・鳥取看護大学、鳥取県銀行協会

事業の効果

女性活躍に積極的に取組む企業である「輝く女性活躍パワー
アップ企業」及び従業員の家庭と仕事の両立を応援する
「イクボス・ファミボス」宣言企業が増加した。

「輝く女性パワーアップ企業」 **55社**
「イクボス・ファミボス宣言企業」 **118社**

今後の課題

今後も、「**輝く女性パワーアップ企業**」を増やすた
めの**取組を継続**するとともに、新たな取組
(女性活躍のための仕組みづくり) についても、検
討していく。

女性活躍の機運醸成 企業の取組支援

【課題】管理的地位に占める女性割合が男性と比べて低い
⇒企業の女性活躍推進の機運醸成、経営者の意識改革、女性の育成等の取組支援を実施

(1) 全国女性活躍サミットinとっとり

経営者、支援機関等を対象としたフォーラムを開催し、全国の先進的な取組を行う協議会等の取組発表や先進モデル企業と連携した事例発表を実施。

(2) 女性活躍を推進する企業トップのメッセージの発信

輝く女性活躍パワーアップ企業の経営者等によるメッセージ発信を通じて、女性活躍の機運を醸成。
(女星活躍とっとり会議会長、企業トップ46社)

(3) 女性活躍に取り組む企業のメリットの見える化

企業のメリットを数値等で「見える化」したパンフレットを作成し、女性活躍に取り組む県内企業経営者に周知。
(冊子配布部数10,000部)

(4) 女性活躍先進モデル企業事業との連携

女性従業員の育成セミナー、異業種交流会の実施等を通じて、企業の女性活躍や多様で柔軟な働き方の導入を促進。(2回実施 計68名が参加)

(5) 女性活躍アドバイザーの派遣

輝く女性活躍パワーアップ企業の登録を受けた企業に対し、アドバイザー(社労士)を派遣し、登録後の取組を支援。(訪問回数14回)

多様な働き方の導入促進

【課題】30代女性の労働力率が20代、40代女性と比較して低い

⇒妊娠、出産、子育て期の女性の就業継続支援を実施

(1) 託児機能付きサテライトオフィスの設置・運営 (鳥取・米子の2か所)

サテライトオフィスを試行的に設置。テレワークなどの企業の多様な働き方の導入を促進した。

ア 未就学児の一時預かり等を実施している保育施設と同じ建物内にテレワークスペースと託児スペースからなるサテライトオフィスを設置。

イ 運営時間：平日8:30~17:00(米子は17時半まで)

(2) テレワーク導入セミナーの開催

テレワーク導入セミナーを開催し、多様な働き方導入の機運を醸成。企業へテレワークのメリット等を周知した。(31名が参加)

(3) 多様な働き方(テレワーク) 事例の紹介

柔軟な働き方を取り入れ、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の実例を、情報誌で発信。(発行部数約4,300部)

女性活躍型

【女性活躍加速のための重点方針2019】

II あらゆる分野における女性の活躍

1. 地方創生における女性活躍の推進

(1) 女性にとって魅力的な地域づくりに向けて取組の推進

①地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進

多様な主体による連携体制の構築の下、働き方改革につながる、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組など、住民に身近な地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。特に、女性活躍推進法改正により新たに行動計画が策定義務となる中小企業への策定支援を行う地方公共団体の取組を支援する。また、全国各地における企業や経済団体等と連携するなどの取組事例を収集し、情報発信を行う。

2. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進

(1) 女性活躍推進法に基づく取組の推進

①女性活躍推進法の施行後3年見直しを通じた取組の促進

女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業を始めとする全国の企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正の内容の周知徹底や、企業向け相談窓口の整備、一般事業主行動計画の効率的な策定・公表方法の検討を行う。あわせて、地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。

(6) 中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現

②就業ニーズの実現

子育てがひと段落した女性の再就職等を支援するため、地方自治体が関係機関・団体と連携して実施する相談、研修等の事業を、地域女性活躍推進交付金を活用して支援する。

【骨太の方針2019】

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり改革の推進

⑧女性活躍の推進

「女性活躍加速のための重点方針2019」を着実に実施しながら、女性活躍情報の「見える化」の深化や地域の多様な主体の女性活躍等の取組支援、女性リーダーの育成、女性に対するあらゆる暴力根絶、女性活躍を支える制度や基盤の整備等を進める。

【未来投資戦略2019】

II. 全世代型社会保障への改革

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

iii) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

- ・ 人生100年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、地方創生推進交付金を活用した新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。

就労支援型

【女性活躍加速のための重点方針2019】

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

3. 困難を抱える女性への支援

(1) 困難に直面する女性への支援

ひきこもり女性も含め、様々な困難を抱える女性や、子育てや介護を行う女性に対する支援など、女性のニーズに対応し、女性に寄り添って活動している NPO や男女共同参画センター等の先進的な取組に対する支援策を講じ、好事例の展開を図る。

II あらゆる分野における女性の活躍

1. 地方創生における女性活躍の推進

(2) 地域の多様な主体による女性活躍の推進

① 地域における女性のニーズに寄り添った活動を行う取組への支援

ひきこもり女性も含め、様々な困難を抱える女性や、子育てや介護を行う女性に対する支援など、女性のニーズに対応し、女性に寄り添って活動している NPO や男女共同参画センター等の先進的な取組に対する支援策を講じ、好事例の展開を図る。 [前記 I 3 (1) 再掲：同上]

【骨太の方針2019（就職氷河期支援部分）】

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(3) 所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

(ii) 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○ 支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

【未来投資戦略2019】

II. 全世代型社会保障への改革

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

iii) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

- ・ 人生100年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、地方創生推進交付金を活用した新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動している NPO 等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和元年度基準額 年6万円（月5,000円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※¹とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※²以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※² 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和元年度は779,300円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000円※^3 \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

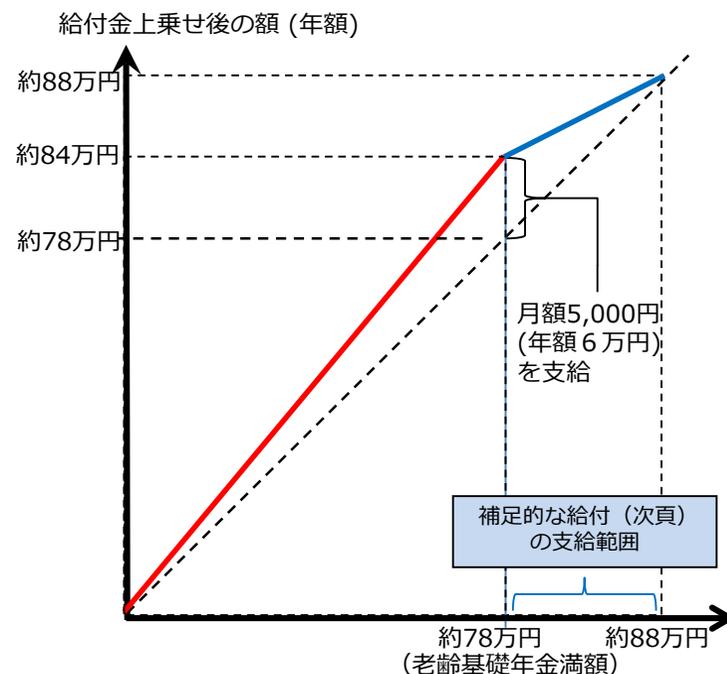
$$= \text{約}10,800円※^4 \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

例：

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円^{※5}までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※5 令和元年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得^{※6}が、462万1,000円以下^{※7}であること

※6 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※7 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円 ^{※8} （月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,250円 ^{※8} （月額） |

※8 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続…本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用…全額国庫負担（令和元年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関(平成31年4月時点))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

養育費の分担等の取決め関係(パンフレット)

現 状

○平成24年4月, 民法改正

父母の離婚の際に協議で定める事項として, 養育費の分担が明示され(民法第766条第1項), 離婚届書に養育費の分担取決めの有無をチェックする欄が追加された。

○「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」

(平成27年12月21日, 「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」で決定)

養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット・合意書のひな形の作成及び離婚届書との同時交付の取組を, 全市町村で実施することなどが決定された。

○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

「養育費の取決めに関する合意書のひな形や養育費の支払がされない場合に取り得る法的手段等を周知する。」とされ, 「周知を通じた離婚届書のチェック欄にチェックする者の割合の向上」を図るものとされた。

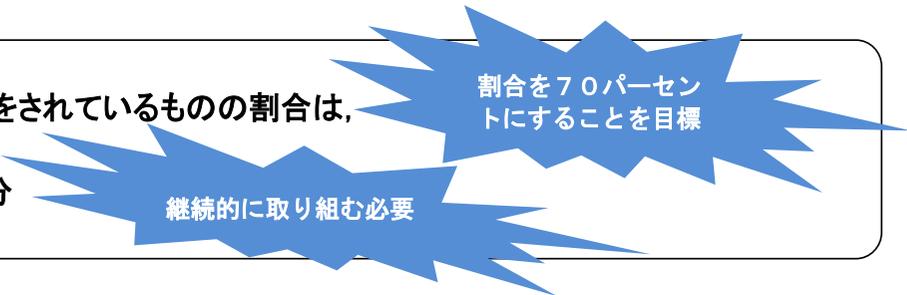
➡ 平成28年度, 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し, 市区町村に配布, 離婚届書との同時交付を計画



問題点

○離婚届の養育費の分担について取決めをしているという欄にチェックをされているものの割合は, 60パーセント台前半で推移

○離婚届は毎年20万件以上提出されており, 単年度の取組では不十分



対 策

令和2年度においてもパンフレットを作成し, 市区町村に配布, 離婚届書との同時交付



養育費の分担取決め率の上昇



ひとり親家庭支援の一助

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。
※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



<見直し後>

奇数月の支払に変更

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(令和元)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

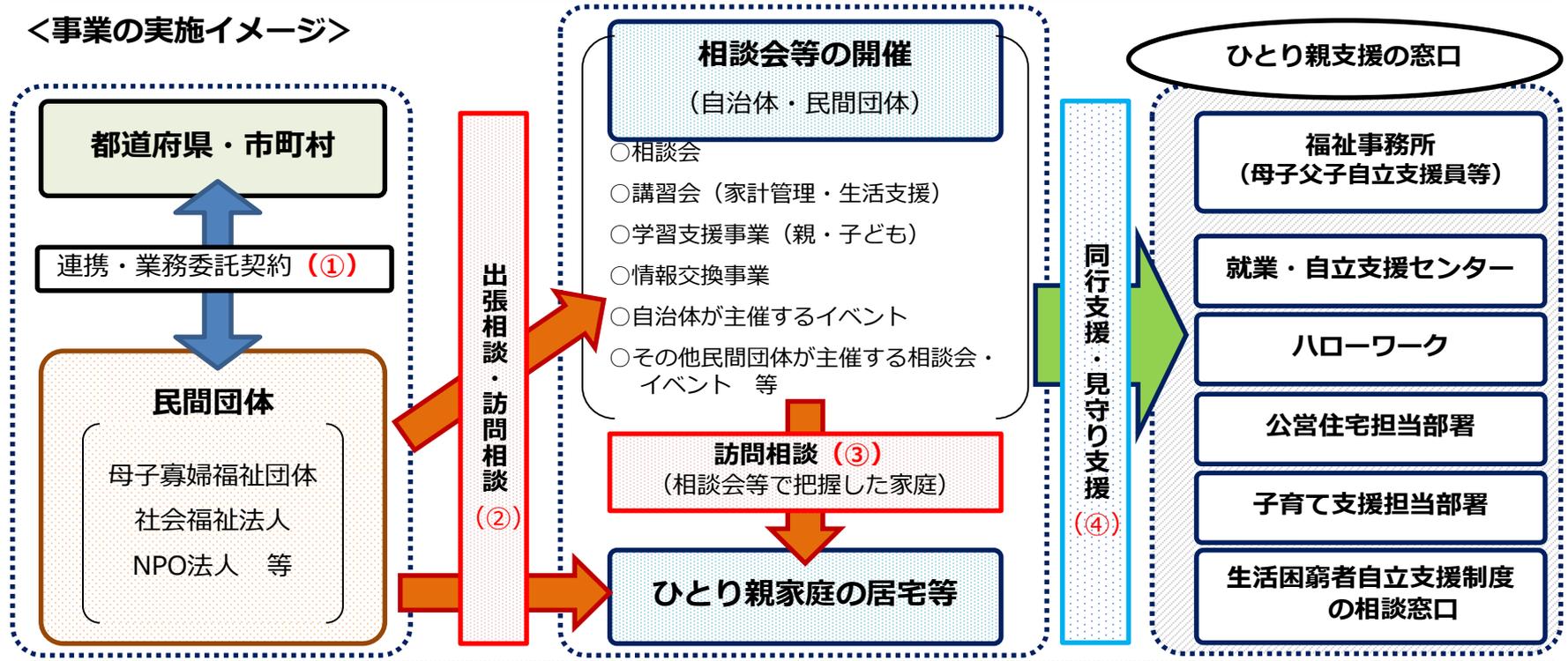
- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

地域の民間団体の活用等による相談支援事業の強化（ひとり親家庭等生活向上事業）【拡充】

概要

- ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口へ来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口で相談することに消極的である。
- このため、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、民間団体等の活用も含めた、ひとり親家庭（離婚前を含む。）に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

<事業の実施イメージ>



- ① 地域のひとり親家庭が相談しやすい環境を整えるため、積極的に地域の民間団体との連携を図る。
 - ② 相談会会場やひとり親家庭の居宅等へ出張又は訪問して相談支援を実施する。
 - ③ 相談会等で把握したひとり親家庭に対し、居宅等への訪問相談支援を実施する。
 - ④ 支援が必要なひとり親家庭について、福祉事務所や就業・自立支援センター等ひとり親支援機関への相談に同行し、必要なサービスの申請補助等を行う。また、継続的な支援が必要なひとり親家庭の見守り支援（伴走型の支援）を実施する。
- ひとり親家庭が抱える悩み等把握し、支援ニーズの掘り起こしを行う。

母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

改正の内容

- 就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げ（100,000円→282,000円）や修業資金の償還期間の延長（6年→20年）等
- 児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金を創設

【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3

母子家庭等自立支援給付金等の拡充

- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得支援施策を拡充する。

ひとり親の資格取得を支援する取組

① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で修学する場合の生活費の負担軽減のための給付金
(毎月最大10万円、36月上限)

② 高等職業訓練促進資金貸付事業

①の給付金の受給者の入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)の貸付
資格を活かして5年間就労した場合に全額を償還免除
(平成27年度～平成30年度までの貸付原資を措置済)

③ 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務といった資格取得のための講座の受講費用の一部を給付
(受講費用の6割、上限20万円)

拡充内容

○支給期間の上限の拡充

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間の上限を36月から48月に拡充

○支給月額を増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修学期間の最終年限1年間について4万円を増額

住民税非課税世帯 10万円(最終1年間は14万円)

住民税課税世帯 7万500円(最終1年間は11万5000円)

○貸付原資等の確保

概ね4年程度の所要額を見込んだ貸付原資等を補助
(平成30年度第2次補正予算案)

○対象資格の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加

○支給上限の引上げ

上記の対象資格の拡充に該当する講座を受講する者について、
20万円→80万円(20万円×修学年数)に引上げ